

盛岡市立大新小学校 いじめ防止基本方針 リーフレット

I いじめについて

いじめは、人権を無視し、心も体も傷つけます。最近では、インターネットでのいじめも問題となっています。いじめは、年齢や場にかかわらずだれにでも起こりうることなので、学校・家庭・地域・関係機関等が協力して対応する必要があります。

本校は、学校教育目標「なかよくできる子ども」を育むことにより、すべての児童が生き生きと学校生活を送ることができることをめざして、いじめ防止基本方針を設けています。

II いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 【いじめ防止対策推進法第2条 H25.9.28 施行】

III いじめを防止する指導と育む心・培う力

指導

- ・好ましい人間関係づくり
- ・児童一人一人が活躍する認められる場づくり
- ・分かりやすい授業づくり
- ・道徳教育及び体験活動の充実

育む心 培う力

- ・かけがえのない命を与えられて生きていることを理解できる、温かく思いやりのある心。
- ・いじめの解決に向けてどうしたらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力。

IV いじめの防止と対応の内容

いじめを防止する取組内容

- いじめ防止基本方針を策定する。
- アンケート・心の日（担任による聞き取り）によって調べる。
 - ア 児童を対象としたアンケート調査・・・年3回
 - イ 保護者を対象としたアンケート調査・・・年1回
 - ウ 心の日などを通じた児童からの聞き取り調査・・・随時

学校・家庭・地域との連携

- 児童・保護者へ「いじめアンケート」を実施し、その結果をお知らせする。
- 常に保護者からの情報を受け入れ、情報を共有しながら対応する。
- 児童館や地域の関係機関と定期的な情報交換をする。

いじめの問題への対応

- 対応の五原則
 - 一 「いじめは絶対に許さない」 → 毅然とした態度で臨む。
 - 二 「いつでもどこでもどの子にも起こりうる」 → 危機意識を持つ。
 - 三 「児童生徒の発する小さなサインを見逃さない」 → 早期発見・指導に努める。
 - 四 「ふれあいの機会や場面を多くもつ」 → 児童理解に努める。
 - 五 「すべての教師で指導にあたる」 → 情報を共有する。
- いじめられた児童のために
 - ア いじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
 - イ 児童の安全と安心を最優先に考える。
 - ウ 児童や保護者の立場に立ち、関係者等からの情報収集を行い、事実を確認する。
 - エ 心のケアに努め、継続して支える。
- いじめた児童のために
 - ア 社会性や人格の成長に重点を置いて指導を行い、継続する。
 - イ いじめを止めさせ、再発を防止するため、支援・指導・助言を継続的に行う。
- 集団のために
 - ア いじめを見ていた、あるいは知っていた児童に対して、自分の問題として考えさせる。
 - イ 学級や学年で、いじめは絶対に許されないことであることを話し合い、いじめを止める態度を行き渡らせる。
 - ウ 互いを認め合う好ましい人間関係を構築できるような集団づくりを、教職員全体で支援する。
- 関係機関・警察との連携
 - ア いじめが認められたとき、盛岡市教育委員会へ報告し、連携して対処する。
 - イ 必要に応じて、盛岡市教育委員会・児童相談所・警察等と連携して対処する。

学校・家庭・地域でいじめを発見
いじめの行為を注意！止める！

学校・家庭・地域からの情報
事実を確かめ、いじめの場合は問題の対応へ。

教職員の努力

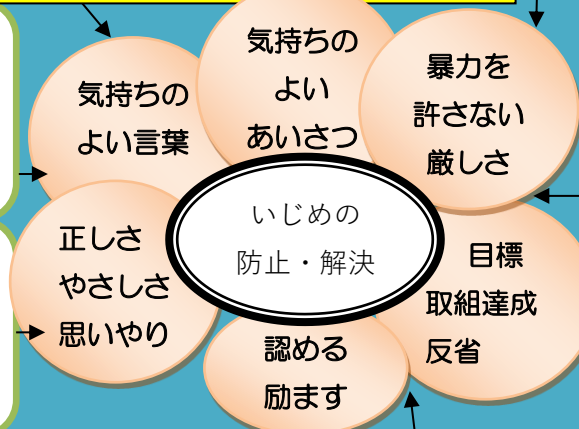
- いじめ問題等の生徒指導研修や情報共有を定期的に行う。
- 教職員と児童の信頼関係を築く。
- 目の届かない環境でのいじめを防ぐため、情報を交換する。

児童の主体的な取組

- 好ましい人間関係づくりをめざした児童会行事を設定する。
- ロングの昼休みを活用し、学級や学年の集団遊びを行う。
- 兄弟学年での異学年交流を行う。

ネットいじめへの対応【日常でやっていけないことは、ネットでもやってはいけない！】

- 発見した場合、拡散を防ぐために保護者・教育委員会・警察・プロバイダ等と連携し情報を削除する。
- インターネットの利用について、セキュリティやモラルについて、指導するとともに家庭の協力も得る。



いじめの防止と対応をする校内組織

校長、副校長、主幹教諭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、担任、特別支援コーディネーター、養護教諭等